

地域自治委員会での論点整理（H18.8.10まで）

前文

行政の枠組み案（たたき台）	地域自治委員会の意見（対応済み 未対応）	新たな検討課題
<p>私たちのまち新潟は、信濃、阿賀野の豊かな川の流れが海にそそぎ、広大な田園に水鳥たちの舞う美しい自然環境とともに、高次都市機能と世界に開かれた拠点性を併せ持つ、日本海の雄都である。</p> <p>私たち市民は、この地にあって、学び、働き、暮らしていく中で、多様な文化、歴史、風土を育み、個性と魅力にあふれた地域の発展を実現してきた。</p> <p>そして、今、市民が市民であることを誇りに思い、安心して暮らせる、自立した社会を築いていくため、政令指定都市としての新たな市民自治の確立が求められている。</p> <p>それは、先人から受け継いだ自主・自立の精神風土を活かし、私たち市民一人ひとりが主体的に参加する市政の実現であり、これまで培われてきたコミュニティを土台として、市全体の一体感や調和を保ちつつも、地域の特性や独自性を尊重した自治を確立することでもある。</p> <p>このような認識の下、市民と市が相互の信頼に根ざし、参加と協働を基本に、支えあい、共に育つ、自立度の高いまちづくりを進めていくため、私たちの市民自治の最高規範として、ここに新潟市自治基本条例を制定する。</p>	<p>各項目との整合性を図る必要があることから、最後に検討する。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的内容の検討の流れとして、最後に前文の検討が良いか。前文に書くのか条文に書くのかによって大きな違いがある。例えば、静岡市では最高規範性を前文に、川崎市では国県との対等性を前文に定めている。 ・ 全てを固定化するのではなく、検討を進める中で「これは前文に」というものがあれば、そういったものをストックして総合的に検討を行いたい。 <p>前文に盛り込む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高規範性という文言は精神・理念として前文中に定める。 ・ 市民自治の具体が伝わるよう、前文で整理する。 	

第1章 総則

行政の枠組み案(たたき台)	地域自治委員会の意見(対応済み 未対応)	新たな検討課題
<p>1. 目的 この条例は、新潟市本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、執行機関等の責務並びに市政運営の諸原則を定めることによって、市民自治の実現確立を図ることを目的とする。</p>	<p>原案を了承。 (主な意見) ・ 市民自治の実現こそが目的であり、そのためには市民、議会及び執行機関の三者の責務と役割を本条例に定めることが不可欠である。</p>	
<p>2. 用語の定義 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいう。 協働 市民と市が、互いの立場や特性を認め合いながら、対等な立場で、目的を共有し、連携・協力することによって、共通する課題の解決にあたることをいう。 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。</p>	<p>論点1：市民自治を定義する必要があるのではないか 市民自治をどのように書き込むか。関連して、地域自治についても検討を要する。前文で市民自治を定義することも含め、検討してほしい。 (主な意見) ・ 条例目的を市民自治の実現・確立であると規定するならば、「市民自治」とは何であるかを市民にとって分かり易く具体的に定める必要がある。 ・ 市民自治の具体が伝わるよう、前文で整理することが妥当であろうか。事務局において整理していただきたい。 ・ 「地域自治」についてであるが、区制度を盛り込んだ表現で定義することを検討してみてもどうか。都市内分権や地域内自治を分かり易く説明する必要があるのではないか。</p> <p>論点2：市民と住民をどう定義するか 市民の定義について、権利保障や区における自治の規定との整合性を図る必要がある。</p> <p>論点3：参加か、参画か (事務局の考え方) 自治基本条例における参加・参画の定義は、他都市の定義などを見ると次のように規定される。 「参加」とは、市政に主体的にかかわり、行動すること。 「参画」とは、政策の各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わること。 事務局では、自治基本条例における「参加」は、行動原則や権利、その保障制度などに関わる概念であり、その範囲は、政策の意思形成のみならず、市政方針を理解し、自助・共助として積極的に地域課題を解決する行動も市民自治への参加と捉えている。その意味で、市政への関与の仕方として「参画」に限定せず、より広い意味の「参加」を採用した。 参加の定義について、本条例において「参加」とは「参画を含むより広義なもの」として用いることから、その意味が正しく伝わるよう再定義する必要がある。 (主な意見) ・ 一般的に「参加」よりも「参画」の方が主体的なイメージが感じられる。 ・ 「主体的にかかわり」という表現は幅が広く、イメージすることが困難。</p> <p>論点6：協働の定義について (主な意見) ・ 協働の定義について、市民と市のそれぞれの役割と責任について言及するべきではないか。 ・ 両者が対等な立場に立つためには、相互の立場や特性を理解し評価し合う必要がある。</p>	<p>課題1：自治の範囲と信託の関係を明確にする必要はないか (事務局の考え方) 自治とは、市民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくこと(住民自治)であり、その範囲は、自助・共助・公助による社会形成活動全体を含む概念として捉えている。そのうち、住民が自治体に信託している部分は、その中の公助の部分であり、自治の一部を信託しているにすぎない。 一方、市の側から見ると、地域のことは、信託を受けた市が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと(団体自治)であり、その範囲は限定的である。 住民自治の視点で考えると、市民間の自治も概念としては考えられるため、自治基本条例において、そのためのルールを規定する必要があるという考え方もある。一方で、自治立法を含むこれまでの行政法では、市民社会が一部を信託して作り出した国家が市民社会のルールまで規定することは妥当ではないとして、行政の民事不介入が原則となっている。市の条例においても、その対象範囲として市民の関係性には入り込まないことを第一義的に考えている。 従って、市民の責務等においては、自助・共助を踏まえた責務を規定するが、市民のルールにまでは立ち入らないこととしている。</p> <p>課題2：市民の定義に事業者を含めるべきか 「住民」については、地方自治法第10条では「市町村の区域内に住所を有する者」と規定している。この場合の「住民」は、自然人であると法人であることを問わず、また人種、国籍、性、年齢、行為能力の有無を問わないと解されており、外国人登録者ももとより、市内に事務所等を有する法人(事業者)もここに含まれる。 (事務局の考え方) 自治における事業者の果す役割としては、社会貢献活動など様々な分野で実証されてきている。また、市の情報公開条例やパブリックコメント手続きに関する指針、行政評価委員会要綱などでも、その請求者、意見提出者、申立人などには法人が含まれている。 自治基本条例で規定する市民の権利・責務の範囲、地方自治法での住民の規定等を考えると、事業者を含む定義が妥当と考える。 (参考資料1) 「新潟市の自治制度に関する市民の定義等」</p> <p>課題3：市民間、団体間の協働は考えないのか (事務局の考え方) 一般的に考えられる市民間、団体間の協働(同じ目的のために、協力して働くこと)については、補完性の原理で言う共助であり、本条例では、自助・共助と公助の境界領域での新たな公共の仕組みとして協働を設定するものである。(市民間、団体間の協働に言及することは、市民のルールに関わることとなる。)</p>

<p>3. 条例の位置づけ</p> <p>この条例は、自治の基本理念及び基本原則市の自治の基本を定めたものであり、市は、他の条例、規則その他の規程によって制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>論点7：最高規範性</p> <p>原案を了承。ただし、前文中に最高規範という表現を用いる。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高規範性は他の自治体の条例でも定められているものなのか。もう少し柔かい言葉はないか。 ・ 最高規範性といった文言で定めると、憲法のような不変性をイメージし、市民が心配するのではないか。 ・ 今後、新潟市の条例の整備は、本条例の趣旨に基づき行なわれることとなるので、最高規範性という性格については触れるべきであろう。 ・ 条文中においては「最大限の尊重」を謳い、最高規範性という文言は精神・理念として前文中に定めることが良いのではないか。 	<p>課題4：本条例を硬性条例と考えるか。</p> <p>憲法などのような、容易に改正できないもの(硬性条例)と位置づけるか。社会情勢の変化など対応して改正すべきものと捉えるべきものか。それにより、改正の考え方、手続き(見直し規定など)が変わる。</p> <p>(事務局の考え方)</p> <p>自治の理念等、基本となる部分は、安易に変更すべきものではないと考えるが、自治の制度やしくみは、市民ニーズや社会情勢の変化に合わせ、絶えず見直す必要があると考える。特に区の自治のしくみについては、これまで経験がない分野であり、運用の中で、改善すべき点も出てくるのではないかと考えている。従って、当面は、硬性条例という考え方は採らないほうが良い。</p>
<p>4. 基本理念</p> <p>市民自治は、市民及び市が、現在及び将来の市民の基本的な人権を尊重し、公正で開かれた市民主体の市政を目指すとともに、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その責任も自らが持つ地域自治を確立することを旨として、適切に行われなければならない。</p> <p>市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指す。</p> <p>個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた市民主体の市政を実現すること。</p> <p>自らの地域のことは自らの意思で決定し、その責任も自らが持つ地域自治を確立すること。</p>	<p>論点8：補完性の原理をどう表現するか</p> <p>原案の基本は了承。ただし、書き方として文章一つではなかなか理解しにくい。条例案の作成にあたっては、条項を分割し、より分かりやすく規定すること。</p> <p>また、「本来の自治全般のあり方」と「目指すべき市民自治のあり方」の双方を整理して盛り込むことを検討すべき。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の規定において、地域自治に区制度の考え方を盛り込むなどして、分かり易く表現できないか。 ・ 自助、共助、公助といった補完性の原理から、自治のあり方とその責務の関係を市民にとって分かりやすく定める必要がある。 ・ 自助、共助、公助の定め方について工夫を要する。これを受けて、条例における基本理念の部分において、「本来の自治全般のあり方」と「目指すべき市民自治のあり方」の双方を整理して盛り込むこと。 ・ 自治の基本的・根幹的な考え方として、第一に個人である市民が中心であり、個として解決できない課題等に対処するため、市民の総意により市という組織を設立しているという理念が重要である。 ・ 市民にとっての分かりやすさという観点からは、川崎市の条文が参考になるのではないか。 <p>論点9：基本的人権の尊重では漠然としすぎる</p> <p>基本的人権の尊重の意味が、「個人の尊厳の尊重」と同義であるならば、川崎市の例と同様「個人の尊厳の尊重」という表現を用いるほうが良い。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的人権の尊重」という表現には違和感を感じる。 ・ 川崎市では「個人の尊厳の尊重」にまで踏み込んでいるが、市民に分かり易い言葉で伝えることを考え、「個人の尊厳の尊重」としてはどうか。 	
<p>5. 自治の基本原則</p> <p>市民及び市は、次に掲げる原則により自治を推進するものとする。</p> <p>情報共有の原則 市民及び市が互いに市政に関する情報を共有しあうこと。</p> <p>参加の原則 市民及び市は、市民参加の下で市政の運営に当たること。</p> <p>協働の原則 市民及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。</p>	<p>論点10：「市民が保有する情報」をも対象とするべきか。</p> <p>(質問)</p> <p>「市民が保有する情報」をも対象とするとはどういう意味か。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>市民と市が協働する際には、市民が市の情報を必要とするように、市も市民の立場といった市民側の情報を必要とする。それらについても情報を共有する必要があるということである。</p> <p>原案を了承。</p>	<p>課題5：市民と議会との協働はありうるのか</p> <p>(事務局の考え方)</p> <p>議会が、議事機関であることから、直接市民と協働することは考えにくいですが、議決等に当たっては、その重要性を認識し、市民の意思を市政に反映させることや執行機関の行政運営が適切に行われるよう監視するなどにより、協働の原則を推進する役割を果たすことができるものと考えている。</p>

第2章 各主体の責務等

行政の枠組み案(たたき台)	地域自治委員会の意見(対応済み 未対応)	新たな検討課題
第1節 市民		
<p>1.市民の権利</p> <p>＝ 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。＝とともに、</p> <p>＝市民は、市民自治の担い手として、市政に参加する権利を有する。</p>	<p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の権利として、知る権利と参加の権利という大事なことを2つおさえてはいるが、安心して暮らし、言いたいことを言い、それが市政に反映されていくことが大きな権利であると思う。このようなことをもっと詳しく広げて書くことはできないか。そういった面では、川崎市の条例は参考になる。 	<p>課題6：自治に関する包括的な権利はこれでいいか</p> <p>サービス受給権 子どもの権利 男女平等の権利 (事務局の考え方)</p> <p>については、地方自治法第10条(住民の意義及び権利義務)に規定する役務の提供をひとしく受ける権利に包含される概念</p> <p>については、基本的人権にかかわるものであり、本条例においては、市民の概念に包含されるものと考え。また、自治の基本として、これらを差別化すべき理念がないこと、また個別に実定する保障制度も設けていないことから、規定しない。</p>
<p>2.市民の責務</p> <p>市民は、市民自治の担い手として、自らの責任と役割を認識するとともに、自らの意思に基づき、市政への参加を通して市民自治の実現に取り組むよう努めるものとする。</p>		<p>課題7：自治に関する包括的な責務はこれでいいか</p> <p>負担の義務 協働に関する責務 事業者の責務 (事務局の考え方)</p> <p>については、地方自治法第10条(住民の意義及び権利義務)に規定する負担を分任する義務に包含される概念</p> <p>については、盛り込む方向で検討したい。</p> <p>については、自治の基本として、事業者を差別化する理念がないこと、市民の定義は事業者を含むことから、市民の責務は事業者にも適用されるものであり、その他に事業者だけの責務を抜き出して規定することは、かえって事業者の参加・協働意欲を低下させる恐れがあることから規定しない。</p>
第2節 議会	<p>本委員会としては、市民自治の実現を図るためには、市民の代表である議会についても、本条例にしっかり定めることが重要であるとの意見が出されたことは議会側へ伝えていただきたい。</p>	
	<p>市民自治を実現するためには、市民の代表である議会についても、本条例にしっかり定めることが重要である。</p> <p>本条例において、市議会についても市民や執行機関等と同様に、その役割と責務を規定すべき。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目として本条例に是非盛り込むべきであろう。 パブリックコメントを行なう際は、ある程度議会に関する部分も予め盛り込んでおかななくては、小さなものから大きなものまで、あらゆる範囲の意見や批判が寄せられるであろう。 ある程度、盛り込むべきことの範囲を執行部側から明示しなくては、市民の納得は得られないだろう。 本条例において、市議会についても市民や執行機関等と同様に、その役割と責務を規定すべきであろう。 	

第3節 執行機関市長等		
<p>1. 市長の責務</p> <p>市長は、市の代表者として市民の信託にこたえ、この条例の基本理念に基づき市民自治の実現のため、公正かつ誠実に、市民に開かれた市政を運営に努めなければならない。</p>	<p>論点11：市長の責務をどう規定するか。自治法の規定も再掲するか</p> <p>市長の責務において、地方自治法等の関係を踏まえて、市長の責務とは市民自治の実現であると限定的に規定することができるのか、また、規定するのであれば市民自治の実現に限定した条例であるという趣旨を前文の中で詳しく説明すべきではないか。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治の実現という言葉で、市長の責務を全て表現・網羅しきれぬか。川崎市や静岡市の条例においても、いくつかの条文に分けて規定している。 市長の責務を市民自治の実現といった言葉のみで表そうとするならば、余程、市民自治について詳しく書き込まなくてはならない。 住民福祉の増進が市長の本来の責務であるが、本条例の対象範囲内の責務とするならば、市民自治の実現に限定した条例であるという趣旨を前文の中で詳しく説明すべきではないか。 憲法や自治法の遵守を前提としつつ、さらに新潟市として特化していく部分を書き込めれば良い。 	
<p>2. 執行機関等の役割及び責務</p> <p>市の執行機関等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮する役割を担うしなければならない。</p> <p>市の執行機関等は、この条例の基本理念に基づき、公平性及び公正性を確保し、市民の権利及び利益を保護するとともに、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。</p>	<p>論点12：協働や公益通報などの責務をここでも規定するか</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働のプロセスについてであるが、これを執行機関、職員の責務として、第2章の第3節に入れ込めないだろうか。 談合問題など苦い経験を経てコンプライアンス条例の制定を行うなど、新潟市として進んだ分野がある。この辺もしっかり盛り込んでいけば、新潟市らしい条例ができあがるのではないか。 「この条例の基本理念に基づき」とするよりは、「市民自治の実現のため」といった方が適当ではないか。 職員の責務に関して、分権型政令市とは何か、市民の視点で理解できる職員像が求められる。 	
<p>3. 職員の責務</p> <p>市の職員は、この条例の基本理念に基づき、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>		

第3章 市政運営

行政の枠組み案(たたき台)	地域自治委員会の意見(対応済み 未対応)	新たな検討課題
<p>第1節 市政運営の基本原則</p>	<p>論点13：この章の構成はこれで良いか</p> <p>市政運営の諸原則，ルールといったものは，市民の方にとって馴染みが浅いため，より市民にとってわかりやすく，具体的に規定すべき。</p> <p>第3章の構成として，団体自治と住民自治の2節に分けて規定することを検討してはどうか。また，これを受けて，2節構成で不足がある場合は，前段に市の説明責任の規定などを簡素化して1節として加える</p> <p>第2章「各主体の責務等」の執行機関の節又はその後に新たな節を設けて「区」という位置づけをおくべきではないか。</p>	
<p>1. 説明責任・応答責任の原則</p> <p>市は，市政について，市民に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>市は，市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。</p>	<p>論点14：説明責任・応答責任，参加機会の確保は議会にも適用するか</p> <p>(事務局の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明責任・応答責任は，当然議会も含むものとする。具体的には，情報公開条例が議会も対象としている他，例えば，市議会だよりなどもそのひとつの手段と考える。また，本会議の傍聴(自治法)及び各委員会の傍聴(条例)なども該当すると考える。 参加機会の確保については，地方自治法の改正により，委員会による条例提案が可能となることから，今後，議会(議員)の条例提案が増加することが期待される。その際には，執行機関と同様の考え方で，パブリックコメントなども必要と考える。 <p>原案を了承。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明責任や応答責任，参加機会の確保などを，主体を「市は」として定めている。市の中には当然に議会を含むものとするが，この定め方で議会側と問題は生じないのか。 	
<p>2. 参加機会の確保</p> <p>市は，市民の意思を市政に反映させるため，及び市民と協働してまちづくりを推進するため，市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならないこと。</p> <p>市民の自主的な活動を尊重するとともに，市民との協働による施策，事業等の推進を図ること。</p> <p>市民の信託に答え，信頼される市政を確立するため，公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより，市民の権利利益の保護を図ること</p> <p>施策，事業等については，効率的かつ効果的に行うとともに，その立案，実施及び評価の各段階において，市民に分かりやすく説明すること。</p>		
<p>3. 法務体制の整備</p> <p>市は，自主的で質の高い政策を実行するため，法務に関する体制を充実し，条例，規則等の整備を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>市の執行機関は，法令等の解釈及び運用に当たっては，この条例の趣旨にのっとり，自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p>		
<p>4. 政策の総合化</p> <p>市長は，この条例の基本理念にのっとり，市政運営の基本的な方向を総合的に示す計画を策定しなければならない。</p> <p>執行機関は，特定課題に対応した個別計画等を策定し，これを推進するに当たっては，前項に掲げる計画が示す基本的な方向との整合性に配慮しなければならない。</p> <p>市は，前項(前段に示す市政運営)の原則に則して，その将来像を示す総合的な計画を策定し，部門別の基本計画等と調整を図りながら，計画的に行政運営を行うものとする。</p>	<p>論点15：区ビジョンについても言及すべきではないか</p> <p>区ビジョンの策定など，区を重視した構成となっていたと思うが，本条例の総合計画に関する規定においても，もっと区の規定，区を重視するという考え方を盛り込んだ方が良いのではないかと感じる。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画の基本構想の部分は，議会の議決事項である。区ビジョンは議会の議決を経ないので，それがどのような形で今後保障されていくのかははっきりしていない。本条例の総合計画の規定において，区ビジョンとまでは言わないまでも「区の立案」といった表現を入れ込むべき。 区ビジョンを策定しても重視されないといった事態を生じさせないためにも，ここで「区の立案を重視する」といったことを盛り込んだ方が良いのではないかと感じる。 本条例には，自治法の確認的条項を入れるよりも，区の権限など区は何ができるかといった部分を書き込んでいった方が良いのではないかと感じる。また，小さな市役所とはといった部分も同様である。 	

<p>5. 財政運営の原則</p> <p>＝ 市長は、総合計画に即した方針の下に中長期的な展望に立って、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。</p> <p>＝ 市長は、毎会計年度の予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かりやすい方法により説明するよう努めなければならない。</p>		
<p>6. 組織運営の原則</p> <p>執行機関市の組織は、この条例の基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するために、その組織を不断に見直すとともに、簡素で効率的な組織運営に努めなければならない。</p> <p>に整備するものとする。</p>		
<p>第2節 参加と協働のしくみ</p>		
<p>1. 情報の提供のしくみ</p> <p>市は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を適正に公開するとともに、積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <p>市は、市民の市政への参加を促進し、公正で透明な開かれた市政を推進するため、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めるものとする。</p>		
<p>2. 意思決定過程の情報提供と参加のしくみ 会議の公開</p> <p>市は、市民の市政への参加を促進し、公正で透明な開かれた市政を推進するため、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めるとともに、次に掲げるもののほか、市民の多様な参加の機会を整備するものとする。</p> <p>＝ 市の 附属機関等の会議は原則として公開とする など公正で透明な市政の推進に努めるものとする。</p> <p>3. 委員の公募</p> <p>市の附属機関等の委員は、原則としてその一部を市民から公募するものとする。</p> <p>市は、原則として附属機関の委員の一部を市民からの公募により行うなど市民の市政への参加を促進するものとする。</p> <p>4. 市民意見提出手続き</p> <p>＝ 市の執行機関は、政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加の促進するため、市民生活に広く影響を与える市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、広く市民からの意見を求めるとともに、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見の反映状況を公表するものとするを考慮して市としての意思決定を行うものとする。</p>	<p>条文化に当たっては、カタカナ表現は、市民の側に用語の意義が共有化されているかという視点で見直す必要がある。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントという文言について、誰もが分かり易い表現としてみたときに、市民の側に用語の意義が共有化されているか再検討が必要。 	

<p>5. 住民投票 (住民投票の実施)</p> <p>市長は、市政の重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>前項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>（住民投票の請求又は発議）</p> <p>市民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して住民投票を規定した条例の制定の請求をすることができる。</p> <p>市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。</p> <p>市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。</p> <p>(住民投票の請求及び市議会への付議)</p> <p>本市に住所を有する年齢 歳以上の者（永住外国人を ）。）は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。</p> <p>前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>論点16：住民投票制度をどう考えるか</p> <p>住民投票制度には、発議権や投票権の規定など具体の想定が必要なことから、詳細の審議は後日行うこととした。</p> <p>住民投票制度について、投票権者の範囲や投票の対象とすべき個別事案を現段階で想定することは困難であることから、非常設型を基本としつつ、自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義がある（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民投票制度のことを規定すれば様々な反応があるだろう。一方で、住民投票制度を盛り込まずして、自治基本条例を定める意義はないとする意見もあるだろう。住民投票制度の規定は非常に難しい問題である。 区のことでは区で行うとしつつも、住民投票制度においては市民全体における請求が必要となる。敢えて規定しなくても良いと考える。 住民投票制度について、投票権者の範囲や投票の対象とすべき個別事案を現段階で想定することは困難であることから、非常設型を基本としつつ、自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義がある。 自治体の憲法とも呼ばれる本条例において、その存在を規定することに意義があるとの理解で良いのだろう。また、議会制民主主義の否定にあたるものではないということを、市民の方や議会に対しても分かり易く説明する事が重要である。 	<p>課題8：住民投票を常設型とする必要はないか</p> <p>(参考資料2) 「住民投票制度における常設型・非常設型のメリット・デメリット」</p> <p>課題9：請求要件に外国人と20歳未満を含めるべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例制定請求権と異なる請求者とした場合、条例制定請求権とは別の住民投票請求権を設定することとなる。 その場合、住民投票請求手続きに関して、予め定める必要がある。請求手続きは、自治法の条例請求手続きを準用するか。投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を規定した条例案を付すものとするか。（市民にそこまで求める必要があるか。）市長の関与、議会の判断は、条例制定請求権と同様とするか。 非常設型であるとしても、基本的な投票要件は統一的に定めておく必要があるのではないか。投票方法（二者択一式など）投票までの運動に関する禁止規定（戸別訪問、買収行為など）住民投票の成立基準（投票率が低い場合の開票の有無）
<p>4. 協働の推進</p> <p>市民及び市は、相互理解と信頼関係のもとに、地域の市民との協働による公共的な課題をの解決するため、協働を推進するよう努めるものとする施策を整備し、その体系化を図らなければならない。</p> <p>市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。この場合において市の支援は、市民の自主性・自立性を損なうものであってはならない。</p>	<p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市の条例は非常に共感を覚える。なぜならば、協働という言葉が無理なく随所に用いているからだと思う。こうなるためには、当然に心の奥底から協働の重要性を認識しなくてはならない。 例えば、説明責任の規定においてもそうだが、未だに「お上と市民」という構図が感じられる箇所がある。もう少し協働や参画といった視点を書き込んでいた方が良いのではないか。 	
<p>第3節 行政運営のしくみ 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ</p>		
<p>1. コンプライアンス体制の整備 法令遵守及び倫理の保持のための体制整備</p> <p>市は、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、職員の職務にかかる法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保しなければならない。</p>	<p>条文化に当たっては、カタカナ表現は、市民の側に用語の意義が共有化されているかという視点で見直す必要がある。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスという文言について、誰もが分かり易い表現としてみたときに、市民の側に用語の意義が共有化されているか再検討が必要である。 	
<p>2. 行政手続の整備 適正な行政手続の確保</p> <p>市は、公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関し、適正な行政手続を確保しなければならない。</p>		
<p>3. 個人情報の保護</p> <p>市は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別できるものをいう。）を適正に取り扱わなければならない。</p>		

<p>(第4章から移動)</p> <p>4. 市民の権利利益の保護</p> <p>市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、個別の請求等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。</p> <p>市は、前項に規定する市民からの相談等に対する市の処理について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済のしくみ等を整備するよう努めなければならない。</p>	<p>不服申し立てなどが汲み取れるような表現を検討する。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの相談、意見、要望、個別の請求等で、「苦情」のすべてを表現できるか。(不服申し立て、異議申し立てといった意味のことが、含まれているのか。) 	
<p>5. 行政評価</p> <p>執行機関市は、市政運営を効率的かつ効果的に推進するとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければならない。</p>		
<p>6. 外郭団体の評価等</p> <p>市長は、外郭団体(市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人並びにその他の市が人的又は財政的負担を行っている法人のうち市長が必要と認める法人を言う。以下同じ。)の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行うものとする。</p>	<p>論点17：外郭団体に関する規定は必要か</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 唐突な感じを受ける。何故必要なのか。 外郭団体について言えば、これらの見直しは国を含め現在話題となっているものである。新潟市においても、駅南開発や地下開発といった事例を有している。この条項は盛り込んでいく必要があると考える。 個別条例を全て網羅する必要はないだろう。憲法のように多くの人に分かり易く定めることが大事である。そういった意味では、第3章はもっと整理が必要と感じる。 	

第4章 区における住民自治

行政の枠組み案(たたき台)	地域自治委員会の意見(対応済み 未対応)	新たな検討課題
<p>第4節 区における住民自治 第4章 区における住民自治</p>	<p>論点18：区の自治はこの位置づけで良いか</p> <p>位置づけはこの考えで良いが、わかりやすさの観点から、章を独立する。 法律上の適否は別に精査を要するが、文言として本条例に「地域コミュニティ」と「区の自己決定、自己責任」といったことを盛り込めれば、新潟市の特長とすることができるのではないかと。 市の考える分権型政令市の内容(市民に最も近い行政機構である区役所に、必要な権限や自主財源、人事権を委譲し、市民自治を前進させるため、区自治協議会を各行政区に設置します。)を盛り込むべき。</p>	
<p>1 区における行政運営の方針 区における行政運営の原則(区役所の役割等) 区ビジョン 市長は、各行政区の特性に応じて、地域住民による地域の特色を活かしたまちづくりを実現するため、区役所が地域づくりの拠点としての機能を発揮できるよう組織、執行体制等の整備に努めるものとする。 財政運営</p>	<p>論点19：区役所の役割等の規定が必要ではないか</p> <p>区役所における行政運営の方針としては、「身近できめ細かな市民サービスを提供できる体制の整備」、「市民に身近な事務・事業を区役所で完結できるよう予算執行権や一定の人事など必要な権限を委譲する。」、「市民との協働によるまちづくりの拠点」、「地域の特色あるまちづくりを行うため、区のビジョンを市民とともに作る」などを盛り込む必要がある。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4節の内容として、地方自治法など法令に反しない範囲において、区の住民自治が重要であるということを如何に条文として盛り込めるかが課題であろう。 区役所の定義、区長の責務や権限といったものをどこかに定めなくては、市民の方はなかなか区というものをイメージできないだろう。 区における住民自治について、基本的条項の中に、資料における区に関する「考え方」の部分をもう少し入れ込んでいった方が良いのではないかと。条文としての精査は今後進めるのであろうが、第4節を区における住民自治として謳うのであれば、もっと区に関する考え方を規定しても良いと思う。 新潟市においても区の提案予算というものもできたようだ。例えば、これを一制度に留めず、本条例においても、区が政策を提案することができるという規定に踏み込めれば良いと思う。 自己決定という言葉が容易く用いると、区議会があれば話は別であるが、議会軽視に繋がってしまう恐れがある。 	
<p>2. 地域コミュニティの尊重 市は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団(以下「地域コミュニティ」という。)の公益的役割を認識し、その伝統や文化、価値観などを尊重するものとする。 市は、地域コミュニティが、市と協働して当該地域コミュニティが所在する行政区の区域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、その活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p>		<p>論点10：コミュニティをどのように定義するか</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が尊重する地域コミュニティとは(構成メンバーを固定し、閉鎖的なコミュニティである場合でも、公益的役割を果たす場合は、尊重することとするか。 市が支援を行う地域コミュニティも同様として良いか。
<p>3. 地域協働のしくみ 協働の要として附属機関 市は、地域コミュニティ等と相互に連携し、協働して地域課題を解決するため、別に条例で定めるところにより、各行政区にその協働の要としての機能を担う区自治協議会附属機関を設置する。 前項に規定する附属機関は、当該行政区の住民及び地域コミュニティ等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを担うものとする。</p>	<p>文章が一文でわかりにくい。市が設置するという部分とその附属機関の役割を記載する部分に分けて表現すべき。後段は、附属機関を主語として、「お上がさせる」というイメージを払拭すべき。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文章が一文でわかりにくい。設置するで切るべき。 市が主語であるためもあるが、この附属機関が区自治協議会を意味するとするならば、担わせるという表現は、不適當である。(お上が、させるというイメージになる。) 	

第4章 市民の権利利益の保護

行政の枠組み案（たたき台）	地域自治委員会の意見（ 対応済み 未対応）	新たな検討課題
<p>（第3章 第3節 4に移動する。） 執行機関市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に対関する市民からの相談、意見、要望、個別の請求等に対してを簡易かつ迅速かつ誠実に処理対応するよう努めなければならないとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。 執行機関市は、市民の権利利益の保護を図るため、前項に規定する市民からの相談等に対する市の処理について、公正かつ中立的な立場から評価を行うための第三者機関の設置その他の不利益救済のしくみ等を整備するよう努めなければならない。</p>	<p>執行機関としての市民の権利利益の保護のためのしくみに関する努力規定であることから、第3章第3節のしくみとして規定することにする。（事務局意見）</p>	

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

行政の枠組み案（たたき台）	地域自治委員会の意見（ 対応済み 未対応）	新たな検討課題
<p>市は、国及び新潟県と対等な立場に立ちあることを踏まえ、自治の発展の自立した地方自治を確立するため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。 市は、他の自治体地方公共団体と共通する課題に対しては、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めるものとする。 市は、政令指定都市としての国際社会に果たす役割を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</p>		

その他

行政の枠組み案（たたき台）	地域自治委員会の意見（ 対応済み 未対応）	新たな検討課題
		<p>課題4と関連して</p> <p>課題11：条例の見直し規定は必要ないか</p> <p>課題12：推進組織又は検討組織は必要ないか</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直しの検討はどのように行うべきか（事務局の考え方） <p>条例の見直しは、必要に応じて行うべきもので、期間を定めて検証するといった性格のものではないということから規定を設けないこととした。</p>